

平成 29 年第 1 回定例
夕張市議会会議録
平成 29 年 3 月 22 日(水曜日)
午前 10 時 30 分開議

◎議事日程

- 第 1 議案第 1 号 平成29年度夕張一般会計予算
議案第 2 号 平成29年度夕張市国民健康
保険事業会計予算
議案第 3 号 平成29年度夕張市市場事業
会計予算
議案第 4 号 平成29年度夕張市公共下水
道事業会計予算
議案第 5 号 平成29年度夕張市介護保険
事業会計予算
議案第 6 号 平成29年度夕張市後期高齢
者医療事業会計予算
議案第 7 号 平成29年度夕張市水道事業
会計予算
議案第 1 4 号 夕張市特別職給与条例の一
部改正について
議案第 1 5 号 夕張市教育長の給与に関す
る条例の一部改正について
議案第 1 6 号 夕張市職員給与条例の一部
改正について
議案第 1 7 号 退職手当支給条例の一部改
正について
議案第 1 8 号 夕張市特別会計条例の一部
改正について
議案第 1 9 号 夕張市税条例等の一部改正
について
議案第 2 0 号 夕張市税条例等の一部改正
について
議案第 2 3 号 夕張市医療費給付に関する
条例の一部改正について
議案第 2 4 号 夕張市介護保険条例の一部
改正について

- 議案第 2 5 号 夕張市介護給付費準備基金
条例の一部改正について
議案第 2 6 号 夕張市立診療所及び介護老
人保健施設夕張の設置並びに管理に関する
条例の一部改正について
議案第 3 5 号 夕張市企業職員の給与の種
類及び基準に関する条例の一部改正につい
て
第 2 議案第 1 3 号 夕張市議会議員及び夕張市
長の選挙における選挙運動の公費負担に関
する条例の一部改正について
第 3 議案第 2 1 号 夕張市営住宅条例の一部改
正について
議案第 2 2 号 夕張市賃貸住宅条例の一部
改正について
第 4 議案第 2 7 号 夕張市観光施設設置条例の
一部改正について
第 5 議案第 2 8 号 指定管理者の指定について
第 6 議案第 2 9 号 指定管理者の指定について
議案第 3 0 号 指定管理者の指定について
議案第 3 1 号 指定管理者の指定について
議案第 3 2 号 指定管理者の指定について
第 7 議案第 3 3 号 夕張市監査委員の選任につ
いて
第 8 議案第 3 4 号 夕張市議会議員定数条例の
一部改正について
第 9 行政常任委員会副委員長の辞任について
第 1 0 議会運営委員会委員長及び副委員長の辞任
について
第 1 1 議案第 3 6 号 行政常任委員会副委員長の
選任について
議案第 3 7 号 議会運営委員会委員長及び
副委員長の選任について
第 1 2 請願第 1 号 介護保険制度の見直しを求
める意見書採択についての請願
第 1 3 請願第 2 号 安全・安心の医療・介護の
実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見
書採択についての請願

- 第 1 4 報告第 1 号 例月現金出納検査の結果について
報告第 2 号 例月現金出納検査の結果について
報告第 3 号 例月現金出納検査の結果について
- 第 1 5 意見書案第 1 号 介護保険制度の見直しを求める意見書
- 第 1 6 意見書案第 2 号 過疎地域の追加と過疎対策事業債の対象事業の拡充を求める意見書
- 第 1 7 意見書案第 3 号 指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書
- 第 1 8 意見書案第 4 号 ホームドアの設置と内方線つき点状ブロックの整備促進を求める意見書
- 第 1 9 意見書案第 5 号 通学路の安全確保を求める意見書
- 第 2 0 意見書案第 6 号 新たに創設される給付型奨学金の規模拡充を求める意見書
- 第 2 1 決算案第 1 号 閉会中の所管事務調査について

◎出席議員 (9 名)

大 山 修 二 君
高 間 澄 子 君
本 田 靖 人 君
小 林 尚 文 君
厚 谷 司 君
今 川 和 哉 君
熊 谷 桂 子 君
君 島 孝 夫 君
千 葉 勝 君

◎欠席議員 (0 名)

午前 10 時 30 分 開議

●議長 厚谷 司君 これより、平成 29 年第 1 回定例夕張市議会第 3 日目の会議を開きます。

●議長 厚谷 司君 本日の出席議員は 9 名、全員であります。

なお、出席議員数表示器の不具合が生じたため、本日、出席議員数は表示しておりませんので、ご了承願います。

●議長 厚谷 司君 本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により

大山議員

高間議員

を指名いたします。

●議長 厚谷 司君 この際、事務局長から諸般の報告をいたします。

●事務局長 木村卓也君 報告いたします。

本定例市議会に出席を求めた説明員の一覧につきましては、お手元に配付のプリントのとおりであります。

以上で報告を終わります。

「別紙」

市長 鈴木直道君

教育長 今 勉 君

選挙管理委員会委員長

佐藤憲道君

農業委員会会長 後藤敏一君

監査委員 板谷信男君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

理事 鈴木亮一君

理事 大島由晋君

まちづくり企画室長

影山直志君

まちづくり企画室商工観光担当課長

古村賢一君

総務課長 寺江和俊君

財務課長 芝木誠二君

財務課税務担当課長

池 下 充 君
建設農林課長 細 川 孝 司 君
建設農林課都市計画土木担当課長
熊 谷 修 君
上下水道課長 天 野 隆 明 君
市民課長 熊 谷 禎 子 君
保健福祉課長 及 川 憲 仁 君
保健福祉課生活福祉担当課長兼
福祉事務所長 岡 村 卓 治 君
消防長 増 井 佳 紀 君

消防次長 石 黒 友 幹 君
教育課長 押野見 正 浩 君

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 寺 江 和 俊 君

◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 武 藤 俊 昭 君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 木 村 卓 也 君

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 木 村 卓 也 君

主査 永 澤 直 喜 君

●議長 厚谷 司君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

●議長 厚谷 司君 日程第 1、議案第 1 号ないし議案第 7 号、議案第 14 号ないし議案第 20 号、議案第 23 号ないし議案第 26 号及び議案第 35 号、以上、19 議案、一括議題といたします。

この場合、本 19 議案については、行政常任委員会に付託していたものでありますので、直ちに、委員長の報告を求めます。

大山委員長。

●大山修二君（登壇） ただいまから、本定例市議会本会議の第 2 日目において行政常任委員会に付託されました平成 29 年度夕張市一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算並びに議案第 14 号ないし議案第 20 号、議案第 23 号ないし議案第 26 号、議案第 35 号について審査した経過並びに結果についてご報告申し上げます。

なお、各位ご承知のとおり、本常任委員会は議長を除く議員全員をもって構成されており、審査の内容につきましても、この会議の全文が会議録に登載されますので、細部にわたる口頭報告は省略いたし、その概要についてのみご報告いたします。

まず、本委員会は、3 月 17 日に開催し、理事者側から説明員として、市長を初め板谷監査委員、教育長、理事のほか、室長、消防長、課長等の出席を求め、慎重に審査を行ったところであります。

その結果、本 19 議案については、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、本委員会の審査の経過並びに結果について申し上げましたが、何とぞこの決定にご賛同賜りますようお願いを申し上げ、報告を終わります。

●議長 厚谷 司君 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本 19 議案については、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 19 議案は、委員長報告のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 2、議案第 13 号夕張市議会議員及び夕張市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題と

いたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 13 号夕張市議会議員及び夕張市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、参議院議員通常選挙ごとに見直しが行われております、国政選挙における選挙運動に係る費用の公費負担額が、平成 28 年 4 月に改定されたことに伴い、本市における市議会議員及び市長の選挙運動費用の公費負担額についても、国の改定を基準として所要の改定を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 3、議案第 21 号夕張市営住宅条例の一部改正について、議案第 22 号夕張市賃貸住宅条例の一部改正について、以上 2 議案、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 21 号及び議案第 22 号の 2 議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

本 2 議案は、いずれも住宅の除却等に伴い、管理戸数を改めるもので、そのほか議案第 21 号につま

まは、夕張警察署が平成 29 年 4 月 1 日から栗山警察署に統合されることに伴い、関係する条文を整理するため、それぞれ条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、議案第 21 号及び議案第 22 号の 2 議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案 2 議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 2 議案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 4、議案第 27 号夕張市観光施設設置条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 27 号夕張市観光施設設置条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、夕張市観光施設のうち、平成 29 年 3 月 31 日に指定管理期間満了となります、マウントレーニススキー場を含む 5 施設を処分したことに伴い、当該施設を市の観光施設から削除するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 5、議案第 28 号指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 28 号指定管理者の指定について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、ゆうばり文化スポーツセンター及び夕張市平和運動公園並びに夕張市清水沢プールの管理運営を指定管理により行うため、夕張市公の施設にかかる指定管理者の指定手続きに関する条例第 5 条第 1 項第 5 号及び当条例施行規則第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、公募によらない指定管理者の候補を選定することについて、本年 2 月 20 日開催の夕張市体育施設指定管理者選定委員会において承認されたことから記載のとおり指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 6、議案第 29 号ない

し議案第 32 号、いずれも指定管理者の指定について、以上、4 議案、一括議案といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 29 号ないし議案第 32 号の 4 議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

本 4 議案は、いずれも指定管理者の指定に関するものでありまして、夕張市民健康会館、夕張市老人福祉会館、夕張市南部コミュニティセンター及び夕張市農業研修センターの指定管理の期間が、平成 29 年 3 月 31 日をもって期間満了となることから、引き続き管理運営を指定管理により行うため、夕張市公の施設にかかる指定管理者の指定手続きに関する条例第 5 条第 1 項第 5 号及び当条例施行規則第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、公募によらない指定管理者の候補者の選定の結果、それぞれ記載のとおり指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

以上、議案第 29 号ないし議案第 32 号の 4 議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本 4 議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 4 議案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 7、議案第 33 号夕張市監査委員の選任についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

鈴木理事。

●理事 鈴木亮一君（登壇） 議案第 33 号夕張市監査委員の選任について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、識見監査委員であります板谷信男さんが本年3月31日をもって任期満了となりますことから、その後任として再度、板谷信男さんを適任と認め選任することについて同意を得ようとするものであります。

なお、板谷信男さんの略歴については、省略させていただきます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、これに同意することに決定いたしました。

●議長 厚谷 司君 日程第 8、議案第 34 号夕張市議会議員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

千葉議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

千葉議会運営委員会委員長。

●議会運営委員会委員長 千葉 勝君（登壇）議案第 34 号夕張市議会議員定数条例の一部改正について、提出者を代表して提案理由を申し上げます。

本案は、今般の夕張市財政再生計画の抜本の見直しにおいて、地域再生のために真に必要な事業等を行うための財源確保が必要なことから、議員の定数を 9 名から 1 名を減じ、8 名とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

また、本提案は 8 名による議員提案でありますので、そのことを十分ご理解いただき、ご賛同ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 厚谷 司君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 9、行政常任委員会副委員長の辞任についてを議題といたします。

この場合、地方自治法第 117 条の規定により、本田議員は除斥の対象となりますので、退席を願います。

ただいま、本田議員が退席されましたので、出席議員は 8 名であります。

行政常任委員会の本田靖人副委員長から、先に辞任願いが提出されております。

お諮りいたします。

本件は、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、行政常任委員会副委員長の辞任を許可することに決定いたしました。

以上で、日程第 9 を終わります。

ただいま、除斥の対象となりました本田議員が出席されましたので、出席議員は 9 名であります。

●議長 厚谷 司君 日程第 10、議会運営委員会委員長及び副委員長の辞任についてを議題といたします。

この場合、地方自治法第 117 条の規定により、千

葉議員、熊谷議員は除斥の対象となりますので、退席を願います。

ただいま、千葉議員、熊谷議員が退席されましたので、出席議員は 7 名であります。

議会運営委員会の千葉勝委員長及び熊谷桂子副委員長から、先にそれぞれ辞任願いが提出されております。

お諮りいたします。

本件は、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長及び副委員長の辞任を許可することに決定いたしました。

以上で、日程第 10 を終わります。

ただいま、除斥の対象となりました千葉議員、熊谷議員が出席されましたので、出席議員は 9 名であります。

この場合、日程調整のため、暫時休憩いたします。

午前 10 時 52 分 休憩

午前 10 時 54 分 再開

●議長 厚谷 司君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

この場合、先に配付の議事日程表の日程第 11 以下を繰り下げ、ただいまお手元に配付いたしました各案件をそれぞれ日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

●議長 厚谷 司君 日程第 11、議案第 36 号行政常任委員会副委員長の選任について、議案第 37 号議会運営委員会委員長及び副委員長の選任につい

て、以上、2 議案、一括議題といたします。

初めに、議案第 36 号行政常任委員会副委員長の選任を行います。

先に辞任を許可されました行政常任委員会副委員長の後任の選任の方法につきましては、夕張市議会委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、その委員会の委員の中から議会が選任するものであります。

お諮りいたします。

選任の方法は、議長において指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

それでは、直ちに指名いたします。

副委員長には君島孝夫議員、以上のとおり指名いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名のとおり選任することに決定いたしました。

次に、議案第 37 号議会運営委員会委員長及び副委員長の選任を行います。

先に辞任を許可されました議会運営委員会委員長及び副委員長の後任の選任の方法につきましては、夕張市議会委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、その委員会の委員の中から議会が選任するものであります。

お諮りいたします。

選任の方法は、議長において指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

それでは、直ちに指名いたします。

委員長には本田靖人議員、副委員長には今川和哉

議員、以上のとおり指名いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名のとおり選任することに決定いたしました。

●議長 厚谷 司君 日程第 12、請願第 1 号介護保険制度の見直しを求める意見書採択についての請願を議題といたします。

請願第 1 号については、介護保険制度の見直しを求める意見書と趣旨が同様であり、この意見書は、議会運営委員会で既に採択となったため、議決を要しません。

よって、本請願は採択されたとみなし、処理したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、請願第 1 号介護保険制度の見直しを求める意見書採択についての請願については、採択とみなします。

●議長 厚谷 司君 日程第 13、請願第 2 号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書採択についての請願を議題といたします。

請願第 2 号については、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書と趣旨が同様であり、この意見書は、議会運営委員会、既に不採択となったため、議決を要しません。

よって、本請願は、不採択されたとみなし処理したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、請願第 2 号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書採択についての請願については、不採択とみなします。

●議長 厚谷 司君 日程第 14、報告第 1 号ないし第 3 号、いずれも例月現金出納検査の結果について、以上、3 案件、一括議題といたします

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 厚谷 司君 日程第 15、意見書案第 1 号介護保険制度の見直しを求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、熊谷議員ほか 5 名の提案ですので、直ちに採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 16、意見書案第 2 号過疎地域の追加と過疎対策事業債の対象事業の拡大を求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、高間議員ほか 7 名の提案ですので、直ちに採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 17、意見書案第 3 号指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、高間議員ほか 7 名の提案ですので、直ちに採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

●議長 厚谷 司君 日程第 18、意見書案第 4 号
ホームドアの設置と内方線つき点状ブロックの整備
促進を求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、千葉議員ほか 6 名の提案ですので、
直ちに採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決さ
れました。

●議長 厚谷 司君 日程第 19、意見書案第 5 号
通学路の安全確保を求める意見書を議題といたしま
す。

本意見書案は、千葉議員ほか 7 名の提案ですので、
直ちに採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決さ
れました。

●議長 厚谷 司君 日程第 20、意見書案第 6 号
新たに創設される給付金型奨学金の規模拡充を求め
る意見書を議題といたします。

本意見書案は、熊谷議員ほか 4 名の提案ですので、
直ちに採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決さ
れました。

●議長 厚谷 司君 日程第 21、決議案第 1 号閉
会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本決議案は、大山議員ほか 6 名の提案ですので、
直ちに採決いたします。

本決議案は、原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本決議案は、原案のとおり可決され
ました。

●議長 厚谷 司君 以上で、本日の日程は、全
て終了いたしました。

なお、この場合、市長より挨拶したい旨の申し出
がありますので、これを許してまいります。

市長。

●市長 鈴木直道君（登壇） まず初めに、発言
の機会をいただき感謝申し上げますとともに、新た
な財政再生計画に基づく平成 29 年度予算案をはじ
め、各議案について議決をいただいたことに対しま
して、心からお礼を申し上げます。

3 月 1 日、臨時市議会において全会一致で議決を
いただきました新たな財政再生計画について、3 月 7
日、高市早苗総務大臣より同意をいただくとともに、
財政再生計画変更同意書を直接お渡しをいただきま
した。

高市総務大臣からは、この計画は夕張市が実質的
な再生に向けて新たな一步を踏み出すためのもので
あり、期待をしているとのご発言がありました。

新たな財政再生計画の同意を勝ち取ったことによ
り、実質的に財政再生団体から脱却し、10 年間止
まっていた地域再生という時計の針を動かし、力強
くリスタート、再出発することが可能となりました。

10 年の時を経て、財政再建と地域再生の両立に向

け、挑戦する環境が整ったのです。

私たちは今、新たなスタートラインに立ち、このときこの場所からリスタートします。

高市総務大臣からは、夕張市において急激な人口減少、少子高齢化、財政難の中、財政再建とともに地域再生を実現することができれば、地方創生の先駆けとも言えるとの期待を込めた激励のお言葉もありました。

課題先進国の課題先進地と言われた夕張で、課題を希望に変え、いち早く新たな計画を現実のものとし、景色を変えていきたい。

厳しい状況の中でも決して諦めることなく、まさに一山一家の精神で歩みを進め、不可能だと言われ続けてきた計画の見直しを勝ち取った私たちであれば、必ず夕張の再生をなし遂げられると確信をしています。

最後に、夕張が力強くリスタートすることを宣言をいたしまして、御礼にかえさせていただきます。

本当にありがとうございました。

●議長 厚谷 司君 この際、議会を代表し、私からもひと言ご挨拶を申し上げます。

●議長 厚谷 司君 ただいま、鈴木市長からご挨拶がございましたので、私からも夕張市議会を代表いたしまして、ひと言申し上げたいと思います。

本日、平成 29 年第 1 回定例市議会において、平成 29 年度各会計予算についても議決をいたしました。

言うまでもなく、財政再生計画の抜本の見直しが図られる初年度の予算であり、先に高市早苗総務大臣のご同意をいただきました財政の再生と地域の再生の両立を目指す財政再生変更計画をもとに編成されたものと認識をしております。

市議会といたしましても、この 1 年間、財政再生計画の抜本の見直しに市民の皆様の思いを反映させるべく議論を重ね、本日、各会計予算案を全会一致で議決いたしました。新年度から進められる地域の再生に向け、改めて議員一同、身の引き締まる思い

でございます。

改めましてこの間、平成 27 年から検証を進めていただきました夕張市の再生方策に関する検討委員会、小西座長様をはじめ、委員の皆様、また、検討委員会からの提言を実現すべく大臣同意をいただくまでの間、計画策定に当たられた鈴木市長を初め、職員の皆様、そして力強いご支援の表明をいただきました政府、北海道、また、この間、物心両面にあたり夕張市を応援していただいた全国の皆様、そして、この 10 年間、厳しい環境に向き合われた市民の皆様に敬意を表し、感謝申し上げるところでございます。

10 年前、財政再生団体に移行した当初、議会は不適切不透明な会計処理に対して監視機能を十分果たし得ていなかったと検討委員会報告でも指摘をされているところでございますが、そのことは市民の皆様の信頼を失うものでもありました。

しかし市議会も地方自治法に規定された議会の役割をしっかりと担い、加えて財政再生と信頼回復を進めるべく限られた財源の中、どのように住民サービスを確保するか、財政再生を進める地域にとって議会の果たす役割は何かを、追及しながら新たな取り組みも行いつつ、平成 25 年には議会基本条例も制定し、機関として、また議員としての住民対話と情報公開を図る努力をまいりました。

検討委員会報告書の結びには、提言の実現により、誇りの回復と自治権の回復を実現してほしい、と結ばれております。

ここに、これからの 10 年、市議会に課せられた役割の大きさを改めて認識するところでございます。

夕張市は引き続き財政再生団体として、平成 38 年度まで再生振替特例債を償還していかなければなりません。

いわば地域再生に歩みを進めることが、安定的な財政構造に転換したことを意味するというものではないと認識しております。

夕張市議会は、引き続くこのような市政運営にあっても、過去の経験を忘れることなく、さらには、今後いつそう求められる地域自治、住民自治をつく

り上げるために活動してまいる所存でありますので、引き続き市民の皆様のご協力をお願いするものでございます。

●議長 厚谷 司君 それでは、本日の会議は、これをもって閉じます。

●事務局長 木村卓也君 ご起立願います。

●議長 厚谷 司君 これをもって第 1 回定例夕張市議会を閉会いたします。

午前 1 1 時 1 4 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議 長 厚 谷 司

夕張市議会 議 員 大 山 修 二

夕張市議会 議 員 高 間 澄 子